資料８－１

22.2.18 ＰＴ会議資料

地 方 整 備 局（河川関係）

分権委勧告に基づく仕分け

直轄河川　109水系
10，581km

移管に向けて協議されていた河川
26水系　1，386km

・移管の可能性を協議
2水系　153km

・移管する方向で調整
6水系　218km

・移管の可能性を協議
18水系　1，015km

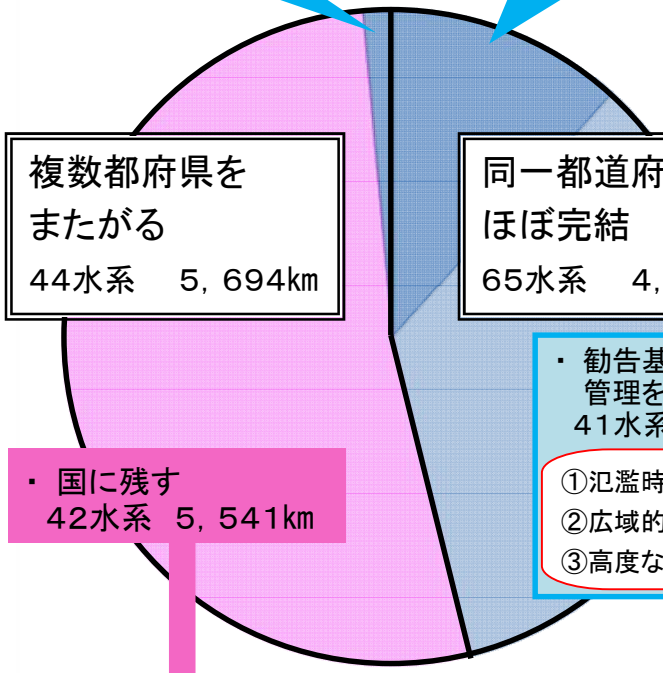

複数都府県をまたがる
44水系　5，694km

同一都道府県内でほぼ完結
65水系　4，886km

・勧告基準に基づき国交省が管理を主張
41水系　3，653km

①氾濫時に甚大被害
②広域的な水利用･電力供給等
③高度な技術力

・国に残す
42水系　5，541km

67水系
5，039km
（47．6%）

地方に移管（所在する都道府県対応）

42水系
5，541km
（52．4%）

○　原則として地方移管

《想定される論点》

・　複数都府県にまたがる河川の治水・利水対策をどのように考えるか。

・　複数都府県にまたがる河川の移管を受ける場合、どのような広域連携体制・方策が必要となるか。

・　大規模災害時の対応については、国との連携も含めどのような危機管理体制が必要となるか。